

# くらし・なんでも相談

シリーズ No.23

## 「新年拡大版」



「くらし・なんでも相談『ほっとダイヤル』は、県労福協が生活あんしんネットワーク事業として最初に取り組んだ事業です。

2004年の12月から毎月第2土曜日に弁護士や司法書士、社会保険労務士などの専門家相談員による相談を開始し既に61回を重ねました。また2006年10月からは、アドバイザーによる平日相談も開始され、年間合わせて約1200件の相談が寄せられています。

人には言えず一人で悩み苦しんでいる人、不況や雇用情勢の悪化によるリストラの増加などから、「食べるものもな」「お金が全くなかった」など、生活苦を訴える逼迫した相談も増えています。

労福協が目指すものは、「助け合い・支え合いの社会」です。労福協のネットワークを通じて、弁護士、司法書士、社会保険労務士の無料電話相談の他、初回無料の法律・税務相談で様々な悩みの解決の道を探ります。

相談窓口は一つでも多く、困った時にすぐに相談できる窓口の存在が大事であると考えています。今年は、面談相談体制も整え、「くらし・なんでも相談」が一層身近な相談窓口になることを願って、更に活動を続けていきます。お気軽にご利用いただければ幸いです。

長野県暮らしサポートセンター会長 くらし・なんでも相談主任相談員・弁護士 佐藤豊

### 【事例①】

5年前協議離婚した。当時5歳の長男の親権者を父親と定め、母親である自分は監護者となって長男を引き取り育ててきた。

最近、父親の所在が判らなくなり、子どもの学校に提出する書類等いろいろな面で支障が出て困っている。

親権者を父親から自分に変更することは出来ないか。

親しくしている同じ境遇の友人は、親権者である父親が病気で急逝し親権者がいなくなってしまうが、そういう場合はどうすればよいのか。



田中 善助 弁護士

### 【回答】

子の利益のため必要がある」と認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によつて親権者を他の一方に変更することができる(民法第819条6項)ので、家庭裁判所に親権者変更の申立をする。

申立は審判と調停があるが、父親の所在が判らないなら審判を申立てる。

なお、長男は10歳ということなので該当しないが、15歳以上の未成年者の場合は、子どもの意見を聞くことになっている(家事審判規則第72条、54条)。

また、親権者である父親が死亡した場合は、単独親権行使者の死亡により、後見が始まるのか、親権が復活するのかが、親権変更あるいは親権回復の審判を申立てることができるか考える。

### 「親権者変更調停」

離婚の際に未成年の子と同居している場合、父母の合意で親権者を定めることができるが、離婚後の親権者の変更は、必ず家庭裁判所の調停・審判によって行う必要がある(親権者が行方不明等で調停に出席できない場合などは、親権者変更の審判を申立てる)。

### ワンポイント

申立人は子どもの親族、申立先は相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所。必要書類は申立書1通、申立人・子どもの父母・子どもの戸籍謄本各1通。費用は対象となる子ども一人につき収入印紙1200円と連絡用郵便切手。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合は自動的に審判手続が開始され、家事審判官(裁判官)が一切の事情を考慮して審判をする。

### 【事例②】

叔父(78才)は独身で、日常生活の世話は姪である私がしている。最近、叔父は財産のことを気にするようになってきた。

「任意後見契約」という言葉を聞いたが、どのようなものか。手続はどのようなものか。また、私が任意後見人になることはできるのか。

### 【回答】

法定後見人は、判断能力が既に失われたか又は不十分な状態になり、自分で後見人等を選ぶことが困難になっ



北川 哲男 司法書士

た場合に利用され、任意後見は、まだ判断能力が正常である人、又は衰えたとしてもその程度が軽く、自分で後見人を選ぶ能力を持っている人が利用する制度。相談者の叔父が十分な判断能力を有している場合は、任意後見制度を利用することにしようか。任意後見人は成人であれば原則として誰でもなれるので、相談者になることもできる。

この制度を利用するには、任意後見契約を公正証書によって結ぶ必要がある。この制度を利用するに、任意後見契約を公正証書によって結ぶ必要がある。この制度を利用するに、任意後見契約を公正証書によって結ぶ必要がある。

### ワンポイント

成年後見制度(H12年4月制定)は、物事を判断する能力が十分でない方(本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。裁判所の手続により後見人等を選任してもらう法定後見制度と、当事者間の契約によって後見人を選任する任意後見制度がある。

任意後見制度は本人に判断能力のあるうちに、将来判断能力が不十分な状態になることへ備え、公正証書を作成して任意契約を結び任意後見受任者を選んでおくもの。本人の判断能力が不十分になった時に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じる。

任意後見人には成人であれば誰でもなれるが、法律がふさわしくないと定めている事由のある者(破産者、本人に対して訴訟を提起したことがある者、不正な行為・著しい不品行のある者や金銭にルーズな人等)はなれない。

なお、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家や法律・福祉に関する法人に依頼することもできる。

### 【事例③】

収入が減って、8年前に自宅を新築した際に借り入れた住宅ローンの返済がきつくなってきた。

先日、金融機関に相談に行ったらとろ、建物は自分名義（借主）だが、土地は2年前亡くなった父親名義のままなので、父の相続登記をして登記簿謄本を提出しようと言われた。

どのような手続きしたらよいかさっぱり分からない。どうしたら良いか。



千野 正嗣  
司法書士・土地家屋調査士

【回答】 金融機

関は、住宅ローンの債権の保全のため抵当権等の担保を設定しているが、担保物件に相続が生じたので、担保付で取得する相続人に、登記することを求めている。

亡父の遺産を相続するに際し、遺言があればそれに従うことになるが、ない場合は、相続人間で遺産分割協議をしてその合意が必要となる。

相続人が遺産である土地の上に住んでいる場合で、土地建物しか遺産がない場合は、遺産の土地に住んでいる相続人が、他の相続人に、相続分に見合う金銭を支払ってその土地を相続する、いわゆる代償分割して解決するのも一つの方法。

遺産分割の合意が得られなければ、遺産分割の調停の申立をする。

合意に至り遺産分割協議書ができた後、不動産の所在地を管轄する法務局で所有権移転登記申請を行う。移転登記完了後、その法務局で登記簿謄本を取る（手数料1通・登記印紙1000円分）。

これ等の手続きは自分でもできるが、不得手だったら司法書士などの専門家に依頼すると良い。

【事例④】

来年から時間外労働の割増率が変わったり、有給休暇を時間単位で取れるようになるので読んで読んだ。

保育園児がいるので有給休暇が時間単位で取れるようになれば嬉しいが、何時からなるのか。



山口 正人 特定  
社会保険労務士

【回答】 H22年

4月1日から改正労働基準法が施行される。改正のポイントはその4点あるが、年次有給休暇の時間単位取得もその内の一つ。

具体的には、1年に5日を限度として時間単位（単位基準最低1時間以上）で取得できることになる。

【改正労働基準法】

①「1ヶ月の時間外労働に対する法定割増賃金率の引上げ」

1ヶ月の時間外労働の合計が60時間を超えた場合、法定割増賃金を50%（現行25%）に引上げる。しかし、当分の間は中小企業については猶予される。猶予される中小企業の業種別基準（こちらが該当すればよい）は下表の通り。

|       | 資本金の額<br>又は出資総額 | 労働者数   |
|-------|-----------------|--------|
| 小売業   | 5,000万円以下       | 50人以下  |
| サービス業 | 5,000万円以下       | 100人以下 |
| 卸売業   | 1億円以下           | 100人以下 |
| 上記以外  | 3億円以下           | 300人以下 |

なお、中小企業の猶予はH25年3月までの3年間とされ、その後全企業への適用拡大が検討される予定。

②「割増賃金の支払に代えた代替休暇の付与制度の新設」

事業場で代替休暇に関する労使協定を締結することにより、労働者からの申し出を受けて、1ヶ月60時間を超える時間外労働を行った場合の改正法による引上げ分25%のみを、割増賃金の支払に代えた代替休暇の付与とすることができ。

③「年次有給休暇の時間単位取得」

現行では年次有給休暇は日単位（または労働者からの希望により半日の付与も可能）でしか取得できないが、事業場で労使協定を締結することによって、1年に5日を限度として時間単位（単位基準最低1時間以上）で取得できる。

労働者は年次有給休暇の取得時に自由に選択することができ、使用者はその選択を制限することはできない。

ので、秋田市を管轄する家庭裁判所に申立をすることになる。他に、当事者が合意で定める裁判所にも管轄が認められているが、対立している当事者の間で、この合意ができることは難しい。

なお調停が成立しなかった場合の訴訟については、相談者が住む長野市を管轄する家庭裁判所に訴えを起こすこともできる。

【夫婦関係調整調停（離婚）】

離婚調停の申立人は夫又は妻。必要書類は申立書1通、夫婦の戸籍謄本1通。費用は収入印紙2000円・連絡用郵便切手。

調停手続きでは、離婚そのものの他、離婚後の子どもの親権者、親権者とならない親との面接交渉（交流）や養育費、財産分与、年金分割、慰謝料など財産に関する問題も一緒に話し合うことができる。

【事例⑤】

結婚して15年。長野市に住んでいたが、3年前から夫婦喧嘩が絶えず、妻は1年前に子どもを連れて秋田市の実家に戻ってしまった。以来、別居生活が続いている。

このままでは仕方なく離婚を決意したが、妻と話し合うにも電話や手紙では離婚の話がまとまらない。協議離婚ができない場合、どこでどのように手続を進めればよいのか。

【回答】 佐藤豊 弁護士

協議離婚が成立しない場合、まず家庭裁判所に調停の申立をする。

現在、相談者は長野市に、妻は秋田市に住んでいるので、どこの家庭裁判所に調停の申立をするのが問題となる。

調停は、相手方の住所地の家庭裁判所に管轄がある（家事審判規則129条）

毎月第2土曜日は、専門家にいる相談日です。

●相談受付 第2土曜日 10時～16時

●専門家相談員  
弁護士、司法書士、特定社会保険労務士

●相談内容  
離婚、サラ金多重債務、相続、年金問題や、健康・雇用・労災保険関係、労働問題など何でも結構です。

平日のアドバイザーによる電話相談もご利用ください。

困ったときは、くらし・なんでも相談

”ほっとダイヤル”

01200-39160029

